

(重要事項説明書)

1. 施設の目的及び運営の方針

(施設の概要) 名称 認定こども園あそびの森つばさ幼稚園 新潟市西区大学南2丁目24番24号

(施設の目的)

認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

(運営の方針)

教育及び保育の目標及び理念を次のとおりとします。

- ・元気で仲よく遊べる子を育てます。
- ・意欲をもったのびのびと活動ができる子どもを育てます。
- ・思いやりがあってやさしい子を育てます。

教育及び保育のねらい及び内容の概要を、次のとおりとします。

- ・乳幼児期および幼児期にふさわしい経験ができるよう援助し、一人一人を大切に育てます。
- ・連続性を持った幼児教育の充実と保育園の機能をそなえた特色ある保育を行い、幼児の最善の利益と幸福を考慮した福祉を積極的に増進します。

(入園資格)

園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

2. 提供する教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他の関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領に沿って乳幼児の発達に必要な教育を総合的に提供し、以下の幼児の発達に必要な教育を行います。

- ①人、物、自然、社会の事象、自然その他子どもを取り巻く環境を通じて、遊びを主体に、五領域と各領域とが関連した総合的な教育活動を行います。
- ②クラス編成は可能な限り複数担任制を取り、それぞれが同等の責任を持ちながら、互いに密接に子どもと関わり、経験年数が異なる子どもに対する配慮を行います。
- ③教育は、姉妹園を含めた幼保連携を行うとともに、職員全員が全園児を見守り教育するという「チーム保育」の考え方のもとで、子どもの日常の姿や変化など生活様様の多様性に即してきめ細かく且つ柔軟に行います。
- ④延長保育・一時預かり保育の子どもに対してきめ細かな配慮がなされるよう、専任担当者で各クラス担任との間で連携して行います。
- ⑤子どもの発達の連続性を踏まえ、小学校への接続に配慮した就学前の子どもに対する一貫した教育を行います。

(給食の提供)

給食を主食及び副食を全園児に提供します。食物アレルギーへの対応方針は、マニュアルに基づき実施します。

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

職員の配置については、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例で定める職員配置基準を下回らない人数とします。なお、職員数は入所人数により変動することがあります。

- (1) 施設長(園長)(常勤専従) 1名
教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行います。
- (2) 副園長又は教頭(常勤専従) 1名以上
園長を補佐し園務を整理し、必要に応じて園児に教育及び保育を実施します。
- (3) 主幹教諭(常勤専従) 1名以上
園長及び副園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育及び保育を実施します。
- (4) 保育教諭(常勤専従) 30名以上
保育教諭は、教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施します。
- (5) 栄養士(常勤専従) 1名以上
栄養士は、献立の立案、調理業務及びその管理並びに食育に関する活動を行います。
- (6) 調理員(常勤専従) 5名以上
調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行います。
- (7) 園医 1名
園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行います。
- (8) 園歯科医 1名
園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行います。
- (9) 園薬剤師 1名
園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行います。
- (10) 事務職員(常勤専従) 1名以上
園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行います。

4. 教育及び保育の提供日及び時間

(学年及び学期)

学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わり、1年を次の3学期に分けます。

第1学期 4月1日から7月31日まで 第2学期 8月1日から12月31日まで
第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育及び保育の提供を行う日)

教育及び保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除きます。

支援法第19条第1項第1号の子どもへの教育及び保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加えます。

- (1) 土曜日(但し、行事を除く)
- (2) 当園が定める夏季休業・冬季休業
- (3) 当園が定める学年末休業・学年始休業

(教育及び保育を提供する時間)

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間

月～金 午前10時00分から午後2時00分までとします。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間

月～金 午前7時30分から午後6時30分まで 土 午前7時30分から午後5時00分まで ただし、保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育及び教育が必要な場合は、保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供します。 (3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間） 次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育及び教育を必要とする時間とします。 月～金 午前8時30分から午後4時30分まで 土 午前8時30分から午後4時30分まで ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育及び教育が必要な場合は、開所時間において延長保育を提供します。 (4) 開所時間 当園が定める開所時間は、次のとおりとする。 月～金 午前7時30分から午後7時00分まで。 土 午前7時30分から午後5時00分まで (預かり保育) 預かり保育の時間及び料金は、別に説明する預り保育説明書のとおりです。							
5. 保育料等 新潟市運営基準条例第13条第1項により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収し、新潟市運営基準条例第13条第3項により、当園の教育及び保育の質の向上を図るため、特定保育料を徴収することとし。同条第4項により、実費を徴収します。保護者から徴収する保育料、給食・預かり保育、その他の費用の内容、金額及び徴収の時期については、別に説明する説明書のとおりです。							
6. 利用定員 利用定員は、次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>1号定員</td><td>130名</td></tr> <tr> <td>2号定員</td><td>50名</td></tr> <tr> <td>3号定員</td><td>60名</td></tr> </table> ※3歳児は、満3歳児を含む		1号定員	130名	2号定員	50名	3号定員	60名
1号定員	130名						
2号定員	50名						
3号定員	60名						
7. 利用の開始及び終了に関する事項等 ○利用の申込みのあった園児の総数が利用定員の総数を超える場合は、当園の教育理念に基づき、原則以下の選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考します。 (1) 兄弟姉妹が在園している子は、優先して入園します。 (2) 兄弟姉妹が卒園児・保護者が卒園児である子は次順位とします。 (3) その他の子は、原則、先着順（抽選、面接等）により選考します。 ○選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示します。 ○利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとし ます。 ○退園又は休園しようとする子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとします。							
8 虐待の防止のための措置 ○子どもの人権擁護・児童虐待防止等に関する法律に規定する虐待の防止のため次の措置を講じます。 (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備 (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止 (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施 (4) その他虐待防止のために必要な措置 ○職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、新潟市及び児童相談所等適切な機関に通告します。（虐待防止責任者：園長 虐待防止受付担当者：主任保育教諭）							
9. 緊急時における対応方法及び非常災害対策 (緊急時等における対応方法) ○園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。 ○教育の提供により事故が発生した場合は、新潟市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 ○園児に対する教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。 (非常災害対策) ○非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。 (避難場所) ・園庭 ・幼稚園駐車場 園児の引渡しは、保護者に直接引渡をいたします。 (管轄する消防署、警察署等) 新潟西警察署（新潟市西区小新 4083 番地 1 電話 260-0110） 新潟西消防署（新潟市西区横尾 80 番地 1 電話 262-2119）							
10. 要望・相談の受付 保護者及び施設利用の皆様からのご意見・ご要望・苦情等に耳を傾け、より良い保育の提供、向上に努めております。私どもの保育についてのご意見・ご要望・苦情等がありましたら、遠慮なく、解決責任者、受付担当者、第三者委員にご相談下さい。 意見・要望：苦情等解決責任者：理事長鶴巻克恕・園長丸山由紀子・副園長保科香織 ：受付担当者：小俣美奈子 田澤笑子 第三者委員 斉木悦男（弁護士） 鯉越 溢弘（新潟大学名誉教授）							
11. 保険に関する事項 ○加入保険の種類及び内容 幼稚園責任賠償保険 ○補償金額 身体500万円 1事故5000万円（免責1事故10万円）							
12. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項 ○教職員は園児及び保護者その家族の個人情報等の守秘義務を遵守します。教職員でなくなった後も同様に守秘義務を遵守します。 なお、小学校・児童相談所・市その他の公的機関及び他の特定教育・保育施設への教育・保育に必要な情報は教育・保育の目的に必要な範囲に限って、及び市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は給付事務に必要な範囲に限って利用いたします。							